

仙台市建築審査会条例の一部を改正する条例

仙台市建築審査会条例（昭和二十六年仙台市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号及び第二号中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第二項」を「第百六十二条の五十九第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。